

## 令和3年度も町住宅リフォーム推進事業は継続します

町では、五城目町内の業者でリフォーム等工事を行う方へ、工事費の一部を予算の範囲内で補助します。町ホームページに要綱を掲載していますので、ご確認ください。また、県でも「秋田県住宅リフォーム推進事業」を実施しています。県と町の制度は併せて申請が可能ですので、ご利用ください。

▶募集開始時期：4月1日(木)  
 ※4月1日以降に完了の工事であれば申請可能です。

※要件を満たさない場合、交付を受けられません。あらかじめご了承ください。

※補助対象や補助率、上限額は県と町で異なりますので、それぞれの要綱をホームページ等でよくご確認ください、申請をお願いします。

※ご不明な点や疑問点がございましたら各担当窓口（町制度については町建設課、県制度に関しては秋田地域振興局建築課）までお問い合わせください。

町建設課 ☎852・5252、秋田地域振興局建築課 ☎860・3491

## 単独処理浄化槽からの転換をお願いします

単独処理浄化槽の多くは耐用年数を経過し、破損、漏水等を起こす可能性が高くなっています。環境衛生保全のため、下水道への接続、または合併処理浄化槽への転換をご検討ください（下水道接続工事には利子補給制度、合併処理浄化槽への転換には補助制度があります）。

▶合併処理浄化槽補助金額

- 5人槽 40万8千円
- 7人槽 49万2千円
- 10人槽 62万7千円

町建設課 ☎852・5263

## 水道料金の精算

1月から3月までの冬期間は、検針を行わず推定で料金をいただいております。4月の検針で実際に使用した水量を確認し料金を精算しますので、ご理解とご協力をお願いします。

※4月から12月までは、毎月上旬に検針を行います。円滑な検針実施のため、メーターボックス上や周辺を整えていただくようご協力をお願いします。

町建設課 ☎852・5133

## 県の委託を受けて草刈りをしよう 道路ふれあいふれあいの川美化事業

県が管理する道路や河川の草刈り作業を町内会等に委託する制度があります。県との草刈り契約を希望する団体は、ご相談ください。

▶要件

- 実施面積 1,000平方メートル以上
- 対象団体 町内会、ボランティア団体、水利組合、森林組合やこれらに準ずる団体

▶申込期限 5月31日(月)  
 町建設課 ☎852・5252

## 率浦大学の生徒を募集します

率浦大学では月1回程度、様々な分野の学習講座、視察研修、体力づくりなど生徒の皆さんのニーズに沿った学習会を予定しています。

▶開催日程 4月の入講式から翌年3月まで

▶対象 町内在住の60歳以上の方  
 ▶申込期限 4月13日(火)  
 町教育委員会生涯学習課 ☎852・4411

## 学校の物品をお譲りします



五城目小学校の旧校舎内整理により、不用になる物品を皆さんにお譲りします。

▶日時 4月10日(土)、11日(日) 午前10時～午後3時

▶場所 旧五城目小学校校舎 体育館

▶対象 五城目町に住所を有する方

▶費用 物品を受け取る際、図書購入費等に於ける学校運営協力金のご協力をお願いします。

▶方法等

- 先着順とします。
- 混雑を避けるため入場制限を行う場合があります。
- 物品は1人(1団体)5品目以内とします。
- 受け取った物品はその場でお持ち帰りください。
- ご来場の際には、感染症対策のためマスク持参・着用を厳守とし、入口でのアルコール消毒をお願いします。

※発熱、体調不良の方はご遠慮ください。  
 町教育委員会学校教育課 ☎852・5372

## シドケの収穫体験を開催します

友愛館のシドケの収穫体験をしてみませんか。

希望する方には、シドケの育成状況を見ながら、後ほど詳細をお知らせします。

▶開催時期 5月上旬～中旬

▶定員 30人程度

町教育委員会生涯学習課 ☎852・4411

## 書道通信講座 受講生を募集します

書道通信講座では、講師のお手本をもとに家庭で学習し、月1回の作品提出の際に添削指導を行います。

スクーリングは年3回行い、3月には成果発表として受講生の作品で書道展を開催します。

▶受講料 年間 1,000円

▶定員 20人

▶申込期限 5月7日(金)

町教育委員会生涯学習課 ☎852・4411

## 生活困窮者自立相談

秋田県中央福祉事務所の相談員が下記の日程で来町します。就労の支援や自立に関する問題についてお悩みの方はご相談ください。

▶日程 4月16日(金)、8月27日(金)、12月17日(金)

▶時間 午前10時～正午

▶受付 役場1階 地域包括支援センター相談室

※事前予約も受け付けます。  
 町健康福祉課 ☎852・5128

## 秋田北税務署から 確定申告のお知らせ

確定申告期限の延長による申告書作成会場の変更

申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告・納付期限は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、4月15日(木)まで延長されています。これに伴い、3月16日以降の申告書作成会場を以下のとおり変更しています。

▶会場 秋田北税務署

▶開設期間 4月15日(木)までの平日

※期間の後半は混雑することが予想されますので、お早めの来場をおすすめします。

▶開設時間 午前9時～午後5時

申告書作成会場の混雑緩和のため会場の入場には「入場整理券」が必要です

▶入場整理券の配付方法

①LINEで入場整理券を事前発行

②秋田北税務署で当日配付

- 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご自宅からe-Taxをご利用いただくか、お早めの来場をおすすめします。
- 当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。

※国税庁LINE公式アカウントは、右のQRコードから▶

秋田北税務署 ☎845・1161

※自動音声案内で確定申告に関する相談は①、一般的な相談は②、税務署への個別のお問い合わせは③を選択してください。

## 戦没者等のご遺族の皆さま 特別弔慰金請求手続きはお済みですか？

戦没者等のご遺族に、第11回特別弔慰金が支給されます。請求期限を過ぎると、この弔慰金を受ける権利がなくなります。手続きをしていない方はお早めにご請求ください。

▶支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で令和2年4月1日(基準日)に、「恩給法による公務扶助料」や、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に、特別弔慰金が支給されます。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等以内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

▶支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▶請求期限 令和5年3月31日

※請求期限を過ぎると、第11回特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

▶請求窓口 町民生活課

町民生活課 ☎852・5112

# ルールを守ってたのしい暮らし

## 春の全国交通安全運動が始まります

実施期間：4月6日(火)から4月15日(木)まで  
 4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

いよいよ新年度がスタートします。それぞれが新しい生活を送るにあたって、ちょっとした油断・気持ちの緩みから思いがけない事故に巻き込まれる可能性があります。家族で声を掛けあい、ゆとりのある行動に心がけましょう。

令和3年飲酒運転等追放競争結果 1位(全県25市町村) 令和3年2月末現在

自宅での生活を続けたい!! 認定申請・介護サービス利用等

介護のお悩みは、JAへご相談ください

相談業務を行っております。遠慮なくお電話ください。

☎855-1515

(小規模多機能型民宅介護施設「もりやま」で介護職員募集しております)

JAの高齢者福祉事業

JAあきた国際介護福祉センター

司法書士 行政書士 國柄進一事務所

- 相続の手続き、遺言書
- 成年後見申立書作成
- 抵当権の設定、抹消
- 不動産の売買、贈与
- 会社設立、役員変更、解散、精算

ご自宅までお伺いします。お気軽にご相談下さい。

ご相談お問い合わせ

三種町鹿渡字焼野169番地1  
 電話 0185-87-4343 FAX 0185-88-8838  
 Mail shihoukunitsuka@iaa.itkeeper.ne.jp  
 URL https://shihoukunitsuka.com

職員募集

- 調理員(アルバイト) 早・遅番できる方
- 看護師(常勤かパート)
- 介護員(常勤かパート)

詳細については、☎018-874-7311まで

ショートステイ おもてなし

広告募集集中!

広報「じょうゆめ」に広告を載せてみませんか。詳しくは、広報担当まで ☎852・5342